明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表

判定スコア（スコア）

(1) レスピレーター管理＝10
(2) 気管内挿管、気管切開＝8
(3) 鼻咽頭エアウェイ＝5
(4) O_2吸入又は$spO_2$90パーセント以下の状態が10パーセント以上＝5
(5) 1回／時間以上の頻回の吸引又は8.6回／日以上の頻回の吸引＝3
(6) ネブライザー6回／日以上又は継続使用＝3
(7) IVH＝10
(8) 経口摂取（全介助）＝3
(9) 経管（経鼻・胃ろう含む。）＝5
(10) 腸ろう・腸管栄養＝8
(11) 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）＝3
(12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回／日以上＝3
(13) 継続する透析（腹膜灌流を含む。）＝10
(14) 定期導尿3回／日以上＝5
(15) 人工肛門＝5
(16) 体位交換6回／日以上＝3

○厚生労働省告示第二百五十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百五十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百六十六号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百六十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める児童等（平成十八年厚生労働省告示第五百六十七号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百六十一号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「第8」を「第7」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十二号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「並びに」を「及び」に、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表サービス利用計画作成費単位数表1のサービス利用計画作成費の注4及び」を削り、「一の注」の下に「、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十三号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「第11の16」を「第10の13」に、「潰瘍（かいよう）」を「潰瘍」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十四号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「第14」を「第13」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名及び本文各号列記以外の部分中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

第二号を削る。

第三号中「介護給付費等単位数表」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に改め、同号を第二号とする。